

8 高 第 6 1 7 号  
平成 2 8 年 6 月 1 7 日

各居宅介護支援事業所管理者 様

京都府健康福祉部高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )

## 平成 2 8 年度京都府介護支援専門員実務研修における実習への 協力及び意向調査について (依頼)

平素は、本府事業運営に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、京都府で例年実施している介護支援専門員実務研修について、平成 2 8 年度よりカリキュラムが大幅に変更となり、実務研修の受講者が居宅を訪問し、居宅サービス計画書等を作成する実習に加え、複数の事例についてケアマネジメントプロセスを経験する「見学」の内容が追加されました。

見学実習を行うに当たっては、受講者に対する指導を十分に実施できるだけの、知識・技術や基本的な考え方を有するとともに、①十分な業務経験と指導実績を持った主任介護支援専門員が在籍している。②多様な要介護高齢者（利用者）を担当している。といった要件を満たす事業所（居宅介護支援事業所）の御協力が必要となります。

また、特定事業所加算の算定要件について、介護支援専門員試験の合格発表の日（平成 2 8 年 1 1 月 2 2 日）から、実務研修における科目「ケアマネジメントの受け入れに関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが要件として適用されますので、特定事業所加算を取得される事業所におかれましては、当該実習への積極的な御協力をお願いしたいと考えております。

また、特定事業所加算を算定されない事業所におかれましても、実習の円滑な実施のため、協力をお願いする可能性がありますので、実習への協力の可否についてご照会させていただきますたく存じます。

つきましては、大変お手数ですが別添アンケート用紙に御記入の上、**平成 2 8 年 7 月 1 5 日（金）**までに下記連絡先宛て FAX または郵送にてご回答いただきますようお願いいたします。見学実習についてお願いする予定である事項につきましては、別紙をご参照ください。

なお、8 月下旬を目途に実習を受け入れていただく事業所を対象とした説明会の開催を予定しておりますので、特定事業所加算を取得している事業所及び協力いただける旨回答いただいた事業所には後日案内を送付させていただきます。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、よろしく願いいたします。

### 【お問い合わせ先】

京都府健康福祉部 高齢者支援課 介護計画・企画担当（担当：井垣）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL：075-414-4579 / FAX：075-414-4615

# 介護支援専門員実務研修の実習受け入れについて

## (目的)

介護支援専門員実務研修における実習は、実務を行う環境に身をおいて実践的な研修を行うことで、それまでに学んできた知識・技術や基本的な考え方を、実践的に統合する方法を修得するために実施します。

また、実務の様子を知ることにより、実務研修修了後の円滑な業務の実践に結び付けることを目指すものです。

実習においては、①一連のケアマネジメントプロセスを実践的に学ぶこと、②多様な要介護高齢者の生活に対応したケアマネジメントを知ることが目的としています。

## (詳細)

日程：平成29年3月下旬～4月下旬頃

人数：1事業所2～3名程度

日数：上記日程のうち一人3日程度（時間数として24時間程度）

## (要件)

特定事業所加算を取得している等指導体制が整っている事業所、または主任介護支援専門員が配置されている事業所

## 実習受け入れ事業所に今後お願いすること

### 1. 実習実施までに各事業所内でお願いすること

- ・実習指導者の選定
- ・指導者向け研修への参加
- ・実習対象事例の選定
- ・実習対象事例となる高齢者への事前同意の取得
- ・サービス担当者会議等での合意
- ・実習指導者の業務量の平準化

### 2. 実習開始までに実習生に対してお願いすること

- ・訪問時のコミュニケーションに対する留意点の確認
- ・利用者情報の共有

### 3. 実習実施にあたってお願いすること

- ・利用者の情報を事前に理解し確認しておくように徹底する
- ・一つの事例だけでなく複数の事例についてケアマネジメントプロセスを経験すること
- ・アセスメントからモニタリングまでの一連のケアマネジメントプロセスを経験すること
- ・実習期間中にサービス担当者会議が開催される機会がない場合は、進行の方法等について説明すること

※上記内容につきましては、8月下旬に実施予定の説明会にて詳細の説明をさせていただきます。